

令和7年5月9日

関係者 各位

高知県柔道協会
会長 寛藤 次男
(公印省略)

令和7年度 柔道審判員更新講習会及びCライセンス審判員養成講習会
(学科試験)開催について(ご案内)

平素より、本県柔道の普及発展にご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、標記の柔道審判員の更新及びCライセンス審判員養成を目的として、下記のとおり講習会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、ご不明な点などございましたら、下記担当までお問い合わせください。

記

1. 日 程：令和7年5月24日(県高校総体終了後開始予定)
2. 会 場：高知県立武道館
3. 対象者：B・Cライセンス保持者、新規Cライセンス受験予定者
4. 講 師：上岡 成年(Aライセンス)
弘田 恵太(Aライセンス)
5. 申込方法：Judo-Member から申込み(下記URL、QRコードから申込可能)
6. 受講料：更新講習会1,000円、養成講習会3,000円(当日徴収)
7. 担当者：上岡 成年(090-7143-0121)
8. 連絡事項
 - (1) 令和7年度のCライセンス受験予定者は、受験前の審判養成講習会を必ず受講してください。
 - (2) B・Cライセンス保持者は、ライセンス更新要件として毎年審判講習会を受講する必要があります。(参考・公益財団法人全日本柔道連盟 公認審判員規程)
 - (3) 各自、筆記用具を持参してください。
 - (4) Judo-Member から申込できない場合は、当日受付とします。

審判更新講習会参加申し込みフォーム

<https://judo-member.jp/member/workshop-applying/2154/detail>



【審判】Cライセンス受験申し込みフォーム

<https://judo-member.jp/member/workshop-applying/2155/detail>



（審判員資格の有効期間）

第 10 条 S ライセンス審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その 2 年後応当日の直後に到来する 3 月 31 日までとする。ただし、本連盟は審査のうえ 2 年の有効期間を更新することができる。

2 . その他の審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その 1 年後応当日の直後に到来する 3 月 31 日までとする。ただし、管轄する団体は審査のうえ 1 年の有効期間を更新することができる。

3 . 審判員の更新要件は原則として以下のとおりとする。

S ライセンス審判員	・ 審判員更新講習会を毎年受講すること ・ 2 年間に 1 度以上試合の審判に携わること
A ～ C ライセンス審判員	・ 審判員更新講習会を毎年受講すること ・ 試合の審判に携わるよう努めること

4 . 更新にあたり、審判員は、管轄団体に対して資格の更新の申請を行い、管轄団体は、更新要件を確認のうえ、更新を認めることができる。ただし、管轄団体は、事情により更新要件を満たせない者については、その事情を考慮のうえ、更新の可否を判断することができる。